277-0882

別記様式

千葉県柏市柏の葉6丁目3番地１

日本法科学技術学会

理　事　長　　殿

著作権譲渡書

著作者は，日本法科学技術学会著作権規程（以下「著作権規程」という）及び日本法科学技術学会誌投稿規程（以下「投稿規程」という）に基づき，下記の著作物（以下「本著作物」という）が日本法科学技術学会（以下「貴会」という）に到着したとき，以下の事項に同意します．

１　本著作物のすべての著作権（著作権規程第2条（3）にいう著作財産権（著作権法第27条，同28条に定める権利を含む））を貴会へ譲渡すること．

２　本著作物について，貴会及び貴会が使用許諾した第三者に対し，著作者人格権を行使しないこと．

３　上記１項と矛盾する契約を，他の第三者と締結しないこと．

４　上記１項に基づいて本著作物の下記の各利用形態に関する権利を本会が排他的に行使すること．
（１）複製，翻訳，翻案（出版，電子出版，翻訳出版，データベース化，ビデオ化その他すべての記録
　　メデイアへの記録・掲載などを含む）
（２）頒布，譲渡，貸与
（３）放送，有線放送，公衆送信
（４）その他，本著作物に関する一切の利用

５　本書によって著作権の譲渡を行っても，以下の権利は著作者の手元に残るものとすること．
（１）著作権以外の権利（特許権等）
（２）著作者が自分の業績をまとめる際に，その一部分として使用する権利
（３）著作者が営利を目的とせずに行う複写の権利（教育資料としての使用等）
（４）その他，日本の著作権法に反しない利用の権利

著作者が上記以外の利用を希望する場合は，貴会に申し出て許諾を得ること．

６　上記を含め著作権規程及び投稿規程についてその内容を理解し，遵守すること．

　なお，投稿された本著作物が不採用となった場合等（著作権規程第３条第５項に示す場合）は，本譲渡書を破棄し，譲渡された著作権を著作者へ返還すること．

表題：

著作者名（複数の場合，全員を記載のこと）：

所属：

掲載誌名：

著作者（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所属：

署名日：　　　　　年　　　月　　　日

（筆頭著者ないし責任著作者がすべての共著作者を代表して記入してください）